

ゆめが丘鶴寿園在宅介護支援センター
居宅介護支援重要事項説明書

居宅介護支援重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0595-48-6840（午前8時30分～午後5時30分まで）

担当 大西 なぎさ 小杉 哲平

ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. ゆめが丘鶴寿園在宅介護支援センターの概要

（1） 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	ゆめが丘鶴寿園在宅介護支援センター
所在地	三重県伊賀市ゆめが丘 2-1-3
介護保険指定番号	居宅介護支援 伊賀市（2471201083）
サービスを提供する地域	伊賀市上野（上野東部、上野西部、上野南部、久米、八幡、友生、依那古、ゆめが丘）の区域とする。

* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

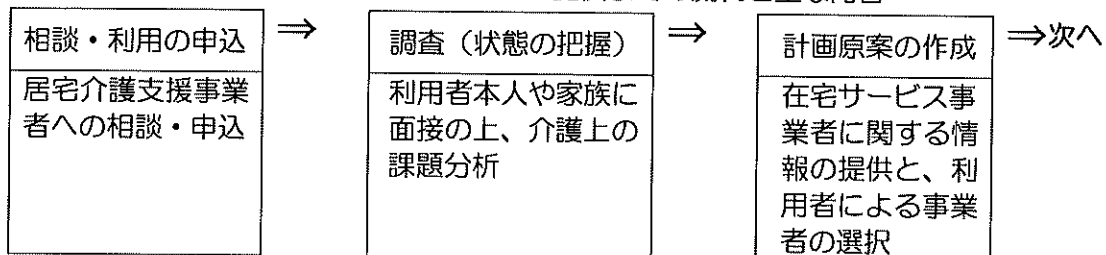
（2） 同事業所の職員体制

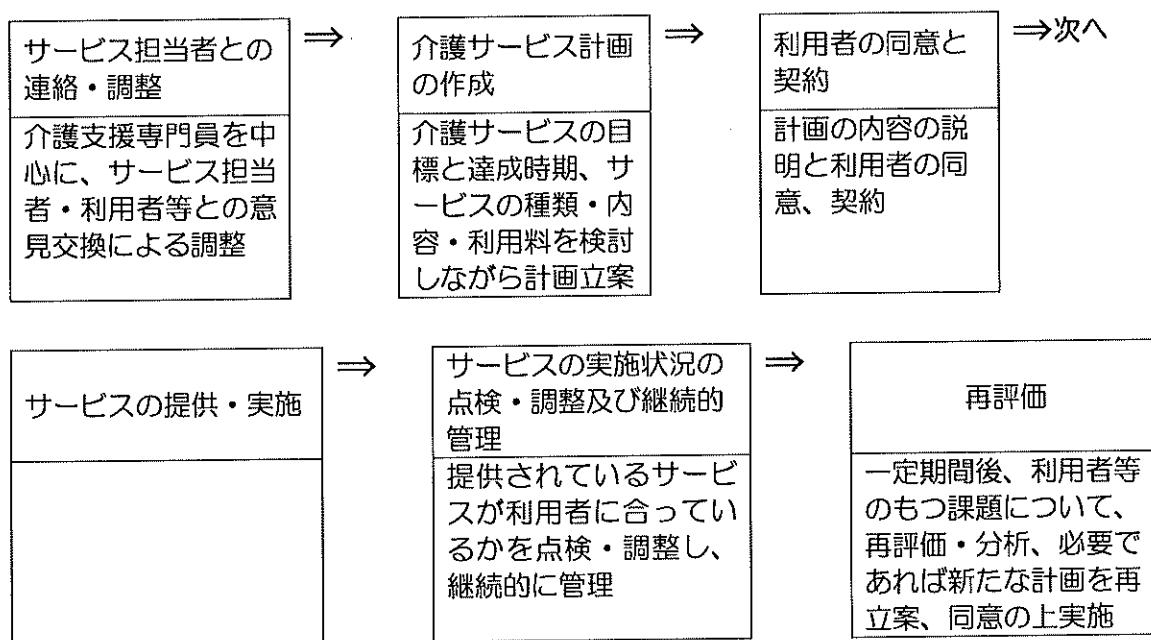
	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者 （介護支援専門員との兼務）	主任 介護支援専門員 介護福祉士	1名		・管理業務 ・居宅介護支援業務	1名
介護支援専門員	介護支援専門員 介護福祉士	2名		・居宅介護支援業務	2名

（3） 営業時間

平日	午前8時30分～午後5時30分
休日及び上記時間外でも、緊急の場合は0595-48-6840にお電話いただきますと、担当の介護支援専門員に連絡します。	

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容





4. 利用料金

(1) 利用料

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

＊保険料の滞納により、法定代理受領ができなくなった場合、1月につき要介護度に応じた金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行します。

このサービス提供証明書を後日市町村の窓口に提出しますと、全額払い戻しをうけられます。

＊利用料金についての詳細は、別紙参照してください。

(2) 交通費

(1)前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

ただし、事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収します。なお、自動車を使用した場合の交通費は、実施地域を超えた地点から 1 kmにつき 50 円いただきます。

(3) 解約料

契約者はいつでも契約を解約することができます、いっさい料金はかかりません。

5. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営の目的

要介護状態にある方が、介護保険に基づくサービスを適正に受けられるよう、介護支援専門員が専門知識・地域の居宅サービス情報等に基づき公正・中立の立場で提

供することを目的とします。

(2) 運営の方針

介護が必要になった方が、可能な限り在宅生活を続けていただくために、心身の状況、家庭環境等に応じた適切なサービスを受けられるよう図り、安心・安全な環境の中での在宅生活をサポートします。

(3) 居宅介護支援の実施概要等

ケアプラン作成手法

介護給付 居宅介護計画ガイドラインに準ずるフェイスシート（介護給付）、
予防給付（地域包括支援センターとの委託契約により）－厚生省によって提示されている標準手法。

6. 居宅介護支援の提供にあたって

(1) 介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うものとします。

(2) 公正中立なケアマネジメント

利用者及びその家族は、当事業所に対して、居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めたり、当該事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由を求めたりする事ができます。

(3) 居宅介護支援サービス利用割合

事業所で過去6か月以内に作成した居宅サービス計画における、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合と、各サービスが同一事業者によって提供されたものの割合等について説明を行います。

別紙参照

(4) 医療との連携

居宅介護支援事業所と入院先医療機関との連携がスムーズに図れるよう、利用者が入院した場合には、担当ケアマネジャーの氏名及び連絡先を入院先の医療機関にお伝えください。（お渡しした名刺等をご提示ください）

7. 秘密保持

事業者はサービスの提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者には漏らすことはありません。

あらかじめ別紙により同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、個人情報を使用することはありません。

この守秘義務は担当者が退職した後も同様です。

8. 事故発生時の対応

事故が発生した場合は速やかに家族等、市町村・県に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。又、事故の状況及び処置について記録を行うものとし、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとします。

9. 非常災害対策

事業所は、非常・防火管理についての責任者を定め、防災計画を立てて、非常災害時の関係機関への通報及び、連絡体制を整備し、定期的に避難・救出その他必要な訓練を行います。

10. 虐待防止

利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために、虐待防止に関する措置を講じます。

- (1) 虐待防止委員会の開催
- (2) 高齢者虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止研修の実施
- (4) 専任担当者の配置

虐待防止に関する担当者 施設長 山下 豊

11. 身体拘束

- (1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は行いません。
- (2) 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記載するものとします。

12. ハラスメントの防止・対策

- (1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員の働きやすい環境作りを目指します。
- (2) 利用者が事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

13. 感染症や業務継続計画（BCP）の策定等

感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に関行するなどの措置を講じます。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症の発生及びまん延等に関する取り組みの徹底を求める観点から委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等取り組みます。

14. サービス内容に関する相談、苦情

①当事業所お客様相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

○ゆめが丘鶴寿園在宅介護支援センター 電話 0595-48-6840

苦情窓口担当者：大西 なぎさ

ご利用時間 ：平日（午前8時30分～午後5時30分）

所在地：〒518-0131 伊賀市ゆめが丘2-1-3

電話番号：0595-48-7557 FAX番号：0595-48-7558

苦情に関しては事実関係の調査の実施、改善措置、利用者または家族に対する説明、記録の整備、その他必要な措置を講じます。また、第3者委員を設置し、苦情解決に努めます。

②その他

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

○伊賀市介護高齢福祉課

住所 〒518-8501 伊賀市四十九町3184番地

電話番号 0595-26-3939

FAX番号 0595-26-3950

対応時間 平日8:30～17:15

○名張市介護・高齢支援室

住所 〒518-0492 名張市鴻之台1番町1番地

電話番号 0595-63-7599

FAX番号 0595-63-4629

対応時間 平日8:30～17:15

○三重県国民健康保険団体連合会
介護保険課

住所 〒514-8553 津市桜橋2丁目96番地

電話番号 059-222-4165

FAX番号 059-222-4166

対応時間 平日9:00～17:00

（対応時間は、年末、年始、祝日を除きます）

当事業所の概要

法人名称 社会福祉法人グリーンセンター福祉会
代表者 山本 宗大
所在地 三重県伊賀市ゆめが丘2-1-3
電話番号 0595-48-7557
FAX番号 0595-48-7558
事業所 ゆめが丘鶴寿園在宅介護支援センター

居宅介護支援の提供にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項について説明しました。

令和 年 月 日

(事業者) 所在地 三重県伊賀市ゆめが丘2-1-3

名称 ゆめが丘鶴寿園在宅介護支援センター 印

説明者 所属 ゆめが丘鶴寿園在宅介護支援センター

氏名 印

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

(利用者) 住所

氏名 印

(署名代行者) 住所

氏名 印

続柄

